

外国貿易一般法の修正に関する措置 ~一時輸入に係る付加価値税等の免除申請~

Tax Division February 2014, Tax news No. 2

Tax News



2014年1月1日、連邦政府の官報において外国貿易一般法を修正する第6決議が公表され、同日より発効しました。

本稿ではこの第6決議の主要事項を総括的にお知らせすることを目的としているため、その特定の要件や効果等についてはケースごとに検討が必要となります。

一時輸入免除要件

2014年度の付加価値税(IVA) 法及び生産・サービス特別税 (IEPS)法の改正により、マキラ ドーラ・保税倉庫・その他の輸入 制度によって行われた商品の一時 輸入については、今後、IVA及び IEPSが課税されることとなりま す。

しかし納税者は、メキシコ税務 当局(SAT)発行の証明書を取得 すれば、従来同様、この一時輸入 に関する IVA 及び IEPS の 100% 支払免除を受けることが可能です。 一時輸入に関する課税規定は、 その支払免除証明書に関する規定 が連邦政府の官報により公表され た日から1年後に発効することに なっています。

したがって、証明書を取得していない納税者については、2014年1月1日に外国貿易一般法を修正する第6決議によってこの証明書取得に関する要件とガイドラインが公表されたため、2015年1月1日以後、商品の一時輸入についてIVA及びIEPSが課税されます。

気を付けたいのは、その法人の納税地毎に証明書の申請期間を定めた、Calendario Especifico というカレンダーがあることです。例えば、バハカリフォルニア州の北部太平洋地区の法人の申請期間は2014年4月15日から2014年5月15日まで、グアナファト州やケレタロ州の中部地区の法人は2014年8月7日から2014年9月8日までです。

そのため、証明書の申請をする場合には、最寄の SAT などでこのカレンダーを必ず確認してください。

SATでは、各法人がすべての要件を満たしている場合には、申請した日から 40 日以内にその申請者に対してその回答を行わなければならないこととなっています。

また、このカレンダーの申請期間に後に、別の期間に遅れて申請をすることも可能です。しかし遅延申請の場合には、SATが回答を行わなければならない40日の期間は、2014年10月22日から起算され、2014年10月22日以後に申請が行われた場合には、その申請日を起算日として40日を計算することとなっています。

申請は、法人の規模や取引条件等に応じて3種類に分かれており、その種類ごとに国内取引に係る支払 IVA の還付時期が異なります。

グラント・ソントンでは、申請の可否に関するアドバイスや申請手続のサービスを行っています。 私達グラント・ソントンは、本件や御社の外国貿易実務に関する如何なる事項もサポート致します。

Adtional Information

Please let us know if you require any additional information:

Aguascalientes

Evaristo de La Torre <u>Evaristo.DeLaTorre@mx.gt.com</u> T (52 449) 996 6260

Cd. Juarez

Francisco Solis Francisco.Solis@mx.gt.com

Guadalajara

Mario Rizo Mario.Rizo@mx.gt.com T (52 33) 3817 4480

Daniel Santiago

Daniel.Santiago@mx.gt.com
T (52 33) 3817 4480

Leon

Evaristo De La Torre <u>Evaristo.DeLaTorre@mx.gt.com</u> T (52 477) 779 5330

Mexicali

Luis Fernando Acosta <u>Fernando.Acosta@mx.gt.com</u> T (52 686) 554 5251

Mexico

Santos Briz <u>Santos.Briz@mx.gt.com</u> T (52 55) 5424 6500

Pedro Zugarramurdi <u>Pedro.Zugarramurdi@mx.gt.com</u> T (52 55) 5424 6500

Ricardo Suarez <u>Ricardo Suarez@mx.gt.com</u> Transfer Pricing T (52 55) 5424 6500

Oficina Monterrey

Santos Briz Santos.Briz@mx.gt.com T (52 55) 5424 6500

Ricardo Suarez <u>Ricardo Suarez@mx.gt.com</u> Transfer Pricing T (52 55) 5424 6500

Puerto Vallarta

Mario Rizo Mario.Rizo@mx.gt.com T (52 322) 224 1297

Queretaro

Pedro Zugarramurdi <u>Pedro.Zugarramurdi@mx.gt.com</u> T (52 55) 5424 6500

Tiiuana

Luis Fernando Acosta <u>Luis.F.Acosta@mx.gt.com</u> T (664)207-0050

Representative Offices:

Hermosillo

Humberto Garcia <u>Humberto Garcia@mx.gt.com</u> T (52 662) 260 2176

Mazatlan

Alfredo Valdez Alfredo Valdez@mx.gt.com T (52 669) 982 2017

日系企業グループ メキシコ支部 (メキシコシティ)

比留川 茜

<u>Akane.Hirukawa@mx.gt.com</u> T (52 55) 5424 6500



To comply with the stated by the Federal Law on Protection of Personal Data in Possession of Individuals and its Regulation, you are notified that all Personal Data provided to Salles, Sainz Grant Thornton, S.C., will be treated strictly in terms of the corresponding privacy notice and according with the legislation related.

In the following link you will find the privacy notice in matters of Personal Data Protection: http://www.ssqt.com.mx/avisodeprivacidad.html Salles, Sainz Grant Thornton, S.C., is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one anothers acts or omissions. Please see www.ssqt.com.mx for further details.